

子育て支援パスポート利用促進事業 企画提案募集要項

徳島県（以下、「県」という。）は、子育て支援パスポート利用促進事業を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称
令和5年度子育て支援パスポート利用促進事業
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり

2 趣 旨

本要項は、県が「子育て支援パスポート利用促進事業」の委託の相手方を選定するための企画提案公募の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

3 事業規模（予算）及び採択数

- (1) 委託費用の上限
1, 400千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (2) 委託の期間
委託契約締結日から令和6年3月31日までとする。
- (3) 採択数
予算の範囲内で1件を採択予定

4 実施方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 徳島県内に本店、本部等又は支店、支部等を有していること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要項（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。なお、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及び本要項を添付して、令和5年5月24日（水）午後5時までに下記に示す提出場所へ可能な限り郵送にて提出すること。（持参での提出も可能。）
（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地徳島県庁4階
徳島県経営戦略部管財課調度担当
電 話：088-621-2066
ファクシミリ：088-621-2828
E-mail：kanzaika@pref.tokushima.jp

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと思われられる者ではないこと。
- (9) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、プロポーザル参加表明期限日から審査日までの期間内に受けていないこと。

6 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 未来創生文化部 次世代育成・青少年課 次世代人材育成担当

電話：088-621-2730

E-mail：jisedaiikuseiseisyounenka@pref.tokushima.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

ア 提出書類

- ・企画提案参加申込書(様式1) (A4版、1部)
- ・公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2) (A4版、1部)

イ 提出方法

電子メール、持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）すること。なお、電子メールを送信する場合、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 提出期限

令和5年5月24日（水）午後5時必着

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出書類

- ・企画提案書かがみ文(様式3) (A4版、1部)
- ・企画提案書(様式4) (A4版、7部)
- ・実施計画の説明資料(自由様式) (A4版、7部) ※提出は任意とする。
- ・団体の組織及び事業概要等がわかる資料 (7部) ※パンフレット等でも可とする。

イ 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）すること。

ウ 提出期限

令和5年6月5日（月）午後5時必着

(4) 質問及び回答

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式5）により行うものとし、上記「（1）提出場所、問合せ先」メールアドレスあてに、質問書（様式5）を送付する方法で質問すること。なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 質問受付期間

令和5年5月24日（水）まで

エ 質問に対する回答

原則として、企画提案参加申込書提出者全員に、電子メールにより令和5年5月26日（金）までに回答する。

(5) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参又は郵送により、令和5年6月5日（月）午後5時までに提出すること。

(6) 留意事項

ア 申請できる件数は、1者につき1提案とする。

イ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できるかぎり具体的なものとする。

エ 参加資格確認書を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

オ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

7 委託候補者の選定

(1) 県が設置する選定委員会において、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託候補者に選定する。

なお、審査結果によってはいずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。

また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者として適否を判断する。

(2) 選定に当たっては、評価基準に基づき採点する方法による審査を実施する。

また、必要に応じて企画提案に係るプレゼンテーションを行うものとする。

(3) プレゼンテーションを実施する場合、開催日の1週間前までに企画提案書を提出した団体に日時と場所を通知する。

(4) 評価基準

評価項目	評価の着目点	審査内容
企画提案	具体性	○本業務について、目的・趣旨等が十分に理解できているか。 ○事業の方法、内容等が具体性、適正性、実現性に優れているか。
	企画力	○企業、市町村、既存協賛店等と連携を図り、効果的な周知・広報ができる内容となっているか。 ○子育て支援パスポートの利用状況等の把握を行える内容となっているか。 ○SNSを活用した情報発信及びリーフレットの作成について、既存協賛店の情報を多くの人に拡散し、本事業の認知度及び利用頻度の向上が期待できる提案がされているか。 ○利用者、協賛店等の現状を把握し、業務実施後の効果

		<p>検証を行うことで課題を抽出し整理できるか。</p> <p>○業務を実施するために必要な安全対策やトラブル等に備えた危機管理並びに個人情報漏えい対策は十分に検討されているか。</p>
	独自提案	<p>○仕様書の内容とは別に、事業の効果を更に高めるために独自の提案があり、子育て支援パスポートの認知度及び利用頻度の向上、新規協賛店舗の増加が期待できる提案がされているか。</p>
業務遂行能力	スタッフ体制及びスケジュール	<p>○提案内容を裏付ける実績等があり、業務の着実な履行が期待できるスタッフ体制及びスケジュールとなっているか。</p>
経費積算の妥当性		<p>○経費の積算が適当で、効果的、効率的な提案がされており、提案内容と整合が図れているか。</p>

(5) 選定結果

- ア 全ての参加者に書面で通知する。
- イ 選定等に関する照会には一切応じない。
- ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

(6) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業施行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

8 契約に関する事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で委託候補者として選定された者と協議を行い、見積書を徴して委託契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。県と委託候補者の協議が整わない場合は、評価基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

なお、参加者が1者の場合、協議が不調の場合は、契約の締結を行わないこともある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 スケジュール

(1) 公募開始

令和5年5月10日（水）

(2) 企画提案参加申込書提出期限

令和5年5月24日（水）午後5時まで

(3) 企画提案書等提出期限

令和5年6月5日（月）午後5時まで

(4) 審査

令和5年6月中旬予定

(5) 委託決定・契約の締結

選定後、速やかに委託の決定を通知し、契約締結の協議を行う。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本企画提案募集要項、仕様書、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。

(2) 委託候補者が、審査日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該委託候補者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。